

福岡市情報の公表・提供施策の推進に関する要綱

(平成 22 年 5 月 12 日最終改正)

(趣旨)

第 1 条 福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 36 条及び第 37 条に規定する情報の公表及び提供に係る施策の推進に関する事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(市が行う主要な事務又は事業の実施状況に関する情報)

第 2 条 条例第 36 条第 2 項第 3 号に掲げる情報については、当該事務又は事業を所管する局、室等の長が、毎年度 3 月末日を基準として、別途定める様式で調書を作成するものとする。

(その他実施機関が定める市政に関する情報)

第 3 条 条例第 36 条第 2 項第 6 号に規定する実施機関が定める市政に関する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民から寄せられた市政に関する意見、提言、要望等及びこれらに対する市の回答（本市の広聴部門において所管するものに限る。）
- (2) 庁議の資料
- (3) 市長会見の発表資料
- (4) 市政運営会議の議事概要
- (5) 市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人の組織の概要、財務状況、事業の概況及び計画等
- (6) 市の例規
- (7) 市の行政改革に関する情報

(公表の方法)

第 4 条 条例第 36 条第 2 項の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、公表する情報が相当量に及ぶときは、その概要及び当該情報の入手方法等を明らかにすれば足りるものとする。

- (1) 条例第 36 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる情報
本市のホームページへの掲載又は情報プラザでの閲覧
- (2) 条例第 36 条第 2 項第 5 号に掲げる情報
情報プラザでの閲覧
- 2 前項に規定するほか、公表する情報を所管する局、室等（以下「所管局等」という。）の長は、次に掲げる方法のうち効果的なものを選択して情報の公表を行うよう努めるものとする。
 - (1) 当該所管局等の長が指定する場所での閲覧
 - (2) 市政だよりへの掲載
 - (3) 印刷物の配布又は有償刊行物の頒布
 - (4) 報道機関への資料提供
 - (5) その他当該所管局等の長が適当と認める方法
- 3 所管局等の長は、情報プラザでの閲覧の方法により情報の公表を行うときは、総務企画局長（行政部情報公開室長）に対し、公表資料送付票（様式第 1 号）に当該情報に係る資料を添えて送付するものとする。ただし、総務企画局長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(公表する期間)

第 5 条 条例第 36 条第 2 項の規定により情報を公表する期間は、所管局等の長が、情報の種類及び内容に応じて適当と認められる期間を定めるものとする。ただし、本市のホームページへの掲載による公表については、特に期間を定めない。

(公表する情報の一覧)

第6条 総務企画局行政部情報公開室長は、条例第36条第2項の規定により公表する情報の一覧を作成し、第4条第1項第1号に定める方法により公表するものとする。

(情報提供施策の推進)

第7条 所管局等の長は、条例第37条に規定する情報の提供に関する施策を効果的に推進するため、市民が必要とする情報を的確に把握し、これを収集するよう努めるものとする。

2 情報の提供は、所管局等の長が、適当と認められる情報の内容、方法、期間等を定めて行うものとする。

(情報の内容の充実)

第8条 情報の公表又は提供に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、市民に分かりやすいものとするよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が保有することとなった情報について適用する。

3 この要綱の施行の際、現に実施機関が保有する情報についても、この要綱の趣旨に沿った公表又は提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

公表資料送付票

資料の名称	
公表の根拠規定 (○で囲んで該当条項を記載)	1 情報公開条例第36条第2項第 号 2 情報の公表・提供施策の推進要綱第3条第 号
閲覧開始日	年 月 日 (※特に希望がある場合のみ記入)
他の公表方法 (○で囲んで必要事項を記載)	1 本市のホームページへの掲載 2 情報プラザ以外の場所での閲覧 (場所:) 3 市政だよりへの掲載 4 印刷物の配布 5 有償刊行物の頒布 6 報道機関への資料提供 7 その他の方法 ()
問い合わせ先	(所管課) (電 話) (FAX)
備考	